

# <NPO 成年後見おおね> 設立奮戦記



ライフステージ・悠トピア 家族会会長 甲山謙一

物言えぬ知的障害者の代理人として彼らの権利を主張できるのは、知的障害者が未成年の時は親権の名のもとに、親が出来ますが、成人になった場合は、親は身元引受人であっても法的な代理人ではありません。それでも親が活着ている間は、何かと面倒をみられますが、親が亡くなってからは成年後見人がいないと法的には守られません。

その必要不可欠な成年後見人は弁護士・司法書士・社会福祉士などの有資格者や家族・親族などだれでもなれますが、希望は言えても決定は家庭裁判所が行います。

我が子のために納得のいく成年後見人を選任すべきですが、成年後見人についての問題点がいくつかあります。

① 成年後見人の役割は、財産管理と身上保護の2つがありますが、弁護士・司法書士などの法律専門家は財産管理だけを行う傾向があります。本人との面談はしてくれないようです。家裁もそれで良しとしているようで、身上保護がおろそかになっています。

② 成年後見人による不正、特に横領は2014年で57億円に上っています。9割は家族親族による横領ですが、1割は弁護士ら法律専門家によるもので不正は100%悪意があり横領金額も大きいといえます。

③ 成年後見の報酬は家裁がきめますが、報酬額は被後見人の資産に比例して決定されます。そのため、資産のある人には成年後見人がつきやすいのですが、資産のない人に対しては成年後見人がつきにくく、後見人探しで施設や市役所が大変苦勞されています。

④ 最近注目の意思決定支援ですが、「成年後見制度利用促進法」においても、出来るだけ本人の意思決定支援をすることが、利用しやすい制度のために重要とされました。しかし実態は、多くの成年後見人は意思決定支援の努力をせず、もっぱら代行決定を行っているようです。

以上のような問題点を克服しようと、財産管理と身上保護の両方を行い同時に本人の希望や意思を大事にしようという成年後見人を、資産状況と関係なく配置し、不正防止のチェック体制を備えたNPO法人を立ち上げ、組織的継続的に知的障害者の後見を行おうという動きが出てきました。

総合福祉サポートセンターはだの（秦野市）やNPO成年後見湘南（平塚市）やNPO法人成年後見センターかけはし（大和市）がその実例です。

それでは法人後見は万能かというところもメリットもデメリットもあります。（NPO法人成年後見センターかけはしの資料から引用させていただきます。）

◆メリットは、①継続的②不正が起こりづらい③考えが偏らない④担当が変えられる⑤たくさんの知恵が借りられる。

◆デメリットは、①動きが遅い②責任の所在が不明確③顔が見えづらい。

というのですが、法人後見制度は現存する成年後見人制度の中では、ベストと考えています。

ライフステージ・悠トピア家族会においても、2017年に「NPO法人成年後見設立検討会」が設立され、検討メンバーの方々はいろいろ努力され法人設立手続きの研究まで行ったのですが、財務面・人材面での維持管理の難しさがあり、2017年9月にやむなく解散せざるを得なくなりました。

一方、当時のNPO法人についての家族会アンケートによれば回収総数42名のなかでNPO法人に後見を依頼する意志がある人は24名、57%にのぼり、NPO法人に寄付の意志がある人も8名と、NPO法人の必要性和期待度は高いことがわかりました。したがって、家族会としては設立検討会の再開を期すこととしました。

再開した検討メンバーは少数精鋭？を自負する3人（江口純一・山本加州美・甲山謙一）でした。

まず、NPO法人や後見人制度に積極的な施設を訪問して実態調査を行いました。NPO法人をすでに運営されている方々はまさに大変な努力と情熱をもって、苦勞に苦勞を重ねて今日に至っていることを思い知らされました。私たちの考えが甘いとの叱責もうけましたこと、大いに役に立ちました。

以下にNPO成年後見組織設立に向けて推進してきたことを項目別にご報告いたします。

### **1 【法人の正式名称の決定】**

「NPO成年後見おおね」を正式名称にすることに決定しました。地域名称としての「おおね」とそこに「大きく根付こう」という地域密着の意志を反映しました。

### **2 【実務後見人の採用】**

関係者の紹介による一本釣りを行ってきましたが、納得いく結果が得られませんでした。焦点を社会福祉士に当てて、公益社団法人神奈川県社会福祉士会の求人情報欄に求人広告を掲載しました。コロナ禍で面接が延び延びになりましたが、2020年8月に採用面接が無事終了し、2名の優秀な社会福祉士を採用することが出来ました。理事長から「いい人採用しはったなー」とのコメントをいただきました。

### **3 【正会員の選任】**

正会員とは、「正会員をもって特定非営利活動法上の社員とする」と規定されています。社員とは法律上の用語で総会の議決権を持つ社団（人の集まり）の構成員をさします。日常会話で使う“会社の従業員”ではありません。株式会社の発起人や株主に相当します。NPOの設立認可申請の際、その正会員を10人以上選任して申請する必要があります。

団体正会員に日頃から成年後見人の実務についてご指導いただいている総合福祉サポートセンターはだの理事長山口浩様をお願いいたしました。

個人正会員については悠トピア家族会の7家族10名をお願いいたしました。ほとんどの利用者が児童の時、弘済学園にお世話になり、成年になってライフステージ・悠トピアという経歴です。NPO法人の運営のありかたについて、弘済学園イズムをバックボーンにして運営していきたいという共通の思いが、音楽用語の「通奏低音」のようにあるようです。弘済学園イズムというのは公式な表現ではありませんが、知的障害者ファーストで考え、つねに知的障害者に寄り添った活動をする弘済学園の精神とか考え方を意味します。弘済学園が弘済学園イズムの児童施設なら、その考え方・理念を継承している成人施設が、くず葉学園およびライフステージ・悠トピアといえます。今度は弘済学園の考え方・理念を継承したNPO成年後見組織を作りたいというみんなの思いがあります。

#### **4【理事の選任】**

弘済学園イズムのNPO成年後見組織作りという思いを具現化するためには組織の頂点である理事会が弘済学園イズムの象徴的存在でなければならないということから、理事長を2代目弘済学園園長飯田雅子先生に、理事に3代目弘済学園園長青山和子先生と現弘済学園園長高橋潔先生に就任していただきたいとの私どもの熱いお願いをぶっつけさせていただきました。本当にありがたいことにお三方とも快くご了承いただきました。そして、実務型の理事として江口純一、山本加州美、監事に甲山謙一が就任することになりました。

#### **5【財政問題の解決】**

2018年6月のライフステージ・悠トピア家族会総会において、家族会の生活サポート基金を改訂して成年後見人制度の充実支援のために資金援助を行う旨の条文を追加しました。2年後の2020年のコロナ禍での書面家族会総会において300万円の支援金を出していただけることを全員一致で可決したことにより、財政問題の解決の一助になりました。

さらに財政基盤をしっかりとするために個人正会員7家族の方々に寄付をお願いすることにしました。皆さん快くお引き受けいただけることになりました。

#### **6【設立総会・設立認定申請】**

10月25日(日)に東海大学駅前タウンニュース社会議室にて<NPO成年後見おおね>設立総会が開催され、全議案が滞りなく了承されました。これをもとに設立認定申請がおこなわれ<特定非営利活動法人NPO成年後見おおね>が令和2年12月16日に黒岩祐治神奈川県知事によって認証されました。さらに令和3年1月8日に法人登記がなされました。

これから<特定非営利活動法人 NPO成年後見おおね>の活動が始まります。皆様よろしくご協力の程お願い申し上げます。 以上